男鹿市選挙管理委員会ソーシャルメディア運用方針

令和８年９月４日策定

１　ソーシャルメディアの種類

X（旧 Twitter）

２　アカウントの名称及び URL

名称　男鹿市選挙管理委員会（@Ogasenkan）

URL　https://x.com/ogasenkan

３　運用者

男鹿市選挙管理委員会事務局

４　利用目的及び内容

選挙啓発の活動や投票支援の内容、選挙結果等に関する情報を本市の有権者に向けて発信し、市民の投票意識向上を図ることを目的とする。

５　運用方法

運用者は、事務局長の決裁を得た上で投稿等を行うことができる。原則として開庁時間内（平日の午前８時 30 分～午後５時 15 分）に、運用者が必要に応じて投稿する。また、運用者が緊急を要すると判断するものを除き、閲覧者からのメッセージへの返信は原則行わない。なお、閲覧者からのコメント機能は無効とする。

６　個人情報の取り扱い

個人情報の取扱いについては、市公式ホームページの取扱いに準じる。

（個人情報の取扱い：

https://www.city.oga.akita.jp/soshik/kikakuseisakuka/sitejoho/1053.html）

7　著作権

⑴　２に定めるアカウントに掲載されている文章、写真、画像、動画等の著作権は、男鹿市選挙管理委員会に帰属する。

⑵　内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合、または、転載の対象となる記事の内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできない。

8　禁止行為

閲覧者が投稿をするにあたり、男鹿市選挙管理委員会が投稿した内容を複製・引用を用いる場合は、次の事項に該当する行為を禁ずる。禁止行為であると運用者が判断した場合には、事前に通告することなく当該アカウントをブロックする、または、SNS 運営会社へ通報を行う場合がある。

1. 公序良俗に反する内容
2. 男鹿市または第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける内容
3. 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容
4. 違法、または反社会的な内容
5. 男鹿市または第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
6. その他男鹿市選挙管理委員会が不適切と判断した内容

9　免責事項

⑴　投稿は細心の注意を払って行うが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。

⑵　男鹿市選挙管理委員会のソーシャルメディアを閲覧することで生じた直接・間接的な損失について、運用者は一切責任を負わないものとする。

⑶　内容は予告なく変更・削除することがある。

⑷　運用者は、運用が困難になった場合、または情報を提供するにそぐわない理由がある場合は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは中止をする場合がある。

⑸　掲載される情報は、男鹿市選挙管理委員会が発信するものだが、ソーシャルメディアそのものを運営・管理しているのは男鹿市選挙管理委員会ではないため、予め以下の点を了承の上利用すること。

ア　ソーシャルメディア上に、男鹿市選挙管理委員会が発信する情報以外に、男鹿市選挙管理委員会と無関係の広告などが表示されることがある。

イ　予告なしにソーシャルメディアが停止する可能性や、仕様が変更されることがある。